構造改革特区の第１４次提案等に対する政府の対応方針

平成２１年２月２７日
構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域法第３条第３項に基づき、平成２０年１０月１４日から１１月１３日までの間、構造改革特区に係る第１４次提案の募集を実施した。構造改革特別区域基本方針（平成１５年１月２４日閣議決定。平成２０年６月６日最終変更。以下「基本方針」という。）において、「定期的に地方公共団体や民間事業者等から幅広く新たな規制の特例措置の整備等についての提案を募集し、それらの提案について「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討を行うものとする。」とされていることを踏まえ、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行った。

また、これまでの構造改革特区の提案に対する政府の対応方針において「規制所管省庁が今後検討を進める」とされた規制改革事項等についても、政府においてとりまとめを行った。

これらを踏まえ、以下のような対応方針をとることとする。

１．全国において実施する規制改革事項

構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表１のとおりである。

〔今後の対応方針〕

別表１に掲げられた規制改革事項については、規制改革の趣旨を損なわないよう、進捗状況について規制改革会議が適切に監視していくものとする。

２．規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等

規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等は、別表２のとおりである。この別表２には、これまでの構造改革特別区域推進本部決定により、規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等として措置区分されていたもののうち、実施時期が到来してもなお検討を継続することとなったものについても、実施時期を改めて設定した上で併せて記載している。

なお、別表２に掲げられた規制改革事項等について規制所管省庁が検討した結果、新たに構造改革特区において規制の特例措置を講じることとなる規制改革事項、又は構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することとなる規制改革事項等については、改めて対応方針として定めるも

のとする。

〔今後の対応方針〕

別表２に掲げられた規制改革事項等については、規制所管省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行うものとし、提案の趣旨を損なわないよう、内閣官房が適切に監視していくものとする。

３．その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、すべてが構造改革特区で講じられる規制の特例措置等としてなじまないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等の更なる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

別表1　全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
106 1274	緊急の遠距離訪問診療に必要な自動車の緊急自動車としての指定追加	道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第75条第3号、第153条第3号及び第231条第3号	在宅ホスピスにおける医師の緊急往診に使用する自動車を緊急自動車の指定対象として追加するとともに、その自動車については緊急自動車の要件のうち車体の塗色について白色に限定しないこととする。 【平成20年10月23日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成21年4月1日	警察庁 国土交通省
997	医療機器開発の円滑化	薬事法（昭和35年法律第145号）	臨床研究段階における薬事法の適用範囲の明確化を図るためのガイドラインを作成し、関係者に十分な周知を行う。	平成21年度中	厚生労働省
998	医薬品・医薬部外品の製造販売承認事務の地方委任品目の拡大	薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第80条第2項 「都道府県知事の承認に係る医薬部外品」（平成6年厚生省告示第194号） 「新指定医薬部外品の製造（輸入）承認基準等について」（平成11年3月12日付医薬発第283号厚生省医薬安全局長通知） 「薬事法施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等」（昭和45年厚生省告示第336号）	平成11年3月に医薬部外品に新たに指定したもの及び「薬事法施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等」（昭和45年厚生省告示第336号）に規定されている漢方製剤の製造販売承認事務の地方委任について平成21年度中に関係告示及び通知等の整備を行う。	平成21年度中	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
999	医療法人による日中一時支援事業の実施	医療法（昭和23年法律第205号）第42条第7号 「医療法人の附帯業務について」（平成19年3月30日付医政発第0330053号厚生労働省医政局長通知）	医療法人が日中一時支援事業を実施できるよう、「医療法人の附帯業務について」（平成19年3月30日付医政発第0330053号厚生労働省医政局長通知）を改正する（平成21年1月27日から2月25日までパブリックコメント手続を行ったところ）。	平成21年4月1日	厚生労働省
9-100	救急救命士によるアナフィラキシーショック患者へのエピネフリン注射器の使用	救急救命士法（平成3年法律第36号）第43条第1項 「救急救命処置の範囲等について」（平成4年3月13日付指発第17号厚生省健康政策局指導課長通知）	救急救命士がアナフィラキシーショック患者へエピネフリン注射器を使用できるよう、「救急救命処置の範囲等について」（平成4年3月13日付指発第17号厚生省健康政策局指導課長通知）を改正する（平成21年1月26日から2月24日までパブリックコメント手続を行ったところ）。 【平成20年10月23日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成20年度中	厚生労働省
1275	ヘリコプター場外離着陸許可期間の延長	航空法(昭和27年法律第231号)第79条 場外離着陸許可の事務処理基準（昭和42年3月13日空総第130号）	災害時のみに使用するヘリコプターの場外離着陸場について、安全が確保されることを前提に、最長で3ヶ月となっている現行の許可期間を見直し、最長で1年とすることとする。 【平成20年3月7日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成20年度中	国土交通省
1276	ペレットストーブの設置基準の緩和	建築基準法（昭和25年法律第201号）第35条の2 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第128条の4第4項、第129条第1項第2号、第129条第6項	ストーブから天井・壁までの間の一定の範囲に不燃性能を求めることにより、それ以外の部分には木材等による仕上げを行うことを許容する方法については、平成20年に募集したパブリックコメントを踏まえて新たに告示を制定し、平成21年度から施行する。	平成21年4月1日	国土交通省

別表2　規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
908	都道府県職業能力開発校の弾力的運営について	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第4条、第15条の6、第16条	「雇用・能力開発機構の廃止について（平成20年12月24日閣議決定）」を受けた見直しにおいて国と都道府県との適切な役割分担を図る中で、都道府県職業能力開発校の管理運営の在り方について検討を進め、平成21年度末までに結論を得ることとする。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成20年3月7日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成19年度中に結論」、平成20年10月23日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成20年度中に結論」と改めて設定したもの】	平成21年度中に結論	厚生労働省
914	保育所入所要件の見直し	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項、第39条 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条	平成20年12月16日の社会保障審議会少子化対策特別部会において、第1次報告（案）を提示しており、保育の必要性の判断に関しては、専業主婦家庭にも一定量の一時預かりを保障する方向で検討、また、人口減少地域の実情に応じた保育所の機能のあり方について、さらに検討すること等が盛り込まれているところ。 本報告書案については、平成21年の早い時期に、保育事業者等で構成する検討会での議論を経た上で、同部会でのとりまとめを目指す方向となっている。 【平成20年10月23日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成20年中に結論」とされていたもの】	平成21年中に結論	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
917	輸出用医薬品等の証明書発給に係る確認調査の実施主体の拡大	「輸出用医薬品等の証明書の発給について」（平成6年4月26日付薬発第418号厚生省薬務局長通知）	医薬品の製造販売業者等が、輸出用医薬品等に係る証明書の発給を申請するに当たり、確認調査の実施主体を拡大し、当該製造販売業者等の所在する都道府県において実施することについて、全国的に滞りなく実施できるような方策につき検討し、平成21年度末までに結論を得る。	平成21年度中に結論	厚生労働省
918	医薬品に係る国内製造所を変更する場合の一部変更承認申請等審査権限の一部移管	薬事法（昭和35年法律第145号）第14条の2、第81条 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第80条 「改正薬事法に基づく医薬品等の製造販売承認申請書の記載事項に関する指針について」（平成17年2月10日付薬食審査発0210001号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知）	医薬品（薬事法第14条第6項の調査が都道府県に委任されているものに限る。）に係る国内製造所の追加又は削除のみを内容とする承認事項一部変更申請に関する審査については、都道府県への権限の委譲につき検討し、平成21年度末までに結論を得る。	平成21年度中に結論	厚生労働省
1212	乗合タクシーの実証運行実施時における乗車定員要件の緩和	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号、第21条 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の2	平成18年10月の道路運送法改正により、それまで一般貸切旅客自動車運送事業者に限られていた法第21条の乗合旅客の運送について、一般乗用旅客自動車運送事業者でも行うことができるとしたが、同改正により、一般貸切旅客自動車運送事業と一般乗用旅客自動車運送事業について、事業の実態や利用者ニーズ等を考慮し、乗車定員で事業区分を整理したところである。法第21条による乗合運送については、法的問題点を整理した上で平成20年度中に結論を得ることとする。	平成20年度中に結論	国土交通省